

愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例

〔改正概要〕

区分	条 例		法		備 考
	現 行	改正後	概要	関連	
改善命令の発動要件	排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合 (基準超過要件)	同 左	同 左		大気汚染防止法 被害要件の削除
	人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあると認めるとき (被害要件)				
ばい煙量等の測定	測 定	同 左	同 左		大気汚染防止法及び水質汚濁防止法 保存の義務化
	記 録	同 左			
罰 則	保 存		同左	30 万円以下	罰 則 の 創 設
	届出義務違反	同 左			
	実施制限違反	同 左			
	虚偽報告・立入検査忌避	同 左			
		記録保存等義務違反	20 万円以下		

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

〔改正概要〕

区 分					条例施行規則		法施行規則		
					現行	改正後	概要	関連	
測定頻度	ばい煙	硫黄酸化物	硫黄酸化物量として	10・N/h 以上	年2回以上	同左	同左	大気汚染防止法施行規則	
				10・N/h 未満	対象外	同左			
		燃料中の硫黄含有率				規定なし			対象外
		ばいじん	排ガス量として	4万・N/h 以上	年6回以上	同左			
	4万・N/h 未満			年2回以上	同左				
	有害物質	排ガス量として	4万・N/h 以上		年6回以上	年1回以上			
			4万・N/h 未満	年2回以上					
	排出水	知事等への届出項目				規定なし			年1回以上
その他項目				必要に応じて					

測定記録保存方法	ばい煙	硫黄酸化物 ばいじん 有害物質	ばい煙量等測定記録表(様式第5号)	ばい煙量等測定記録表(様式第5号) 又は 計量証明書	同左	大気汚染防止法施行規則
	排出水	知事等への届出項目等	水質測定記録表(様式第8号)	水質測定記録表(様式第8号)及び 計量証明書 又は 試料採取記録 計算結果記録 測定チャート	同左	水質汚濁防止法施行規則
試料採取時期	排出水	知事等への届出項目等	規定なし	汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻	同左	水質汚濁防止法施行規則